

○ 農林中央金庫法施行規則（平成十三年内閣府・農林水産省令第十六号）

改正案	現行
<p>（農林中央金庫が有する議決権に含めない議決権）</p> <p>第十三条 法第二十四条第五項（法第七十三条第八項、令第七条第三項並びに第九十五条第十三項、第一百条第六項、第一百四条第三項及び第一百五十五条第六項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定により、農林中央金庫又はその子会社が有する議決権に含まないものとされる主務省令で定める議決権は、次に掲げる株式又は持分（以下「株式等」という。）に係る議決権（法第二十四条第四項前段に規定する議決権をいう。第三号及び第四号並びに第四項、第七十八条並びに第一百三十三条を除き、以下同じ。）とする。</p> <p>一 農林中央金庫の子会社（法第二十四条第四項に規定する子会社をいう。以下同じ。）である証券専門会社（法第七十二条第一項第二号に規定する証券専門会社をいう。以下同じ。）及び有価証券関連連業（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二十八条第八項に規定する有価証券関連連業をいう。以下同じ。）を営む外国の会社が業務として所有する株式等</p> <p>二 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第六条の規定により元本の補填の契約をしている金銭信託以外の信託に係る信託財産である株式等（当該株式等に係る議決権について、委託者又は受益者が行使し、又はその行使につ</p>	<p>（農林中央金庫が有する議決権に含めない議決権）</p> <p>第十三条 法第二十四条第四項（法第七十三条第八項、令第七条第三項並びに第九十五条第九項、第一百条第五項、第一百四条第三項及び第一百五十五条第六項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定により、農林中央金庫又はその子会社が有する議決権に含まないものとされる主務省令で定める議決権は、次に掲げる株式又は持分（以下「株式等」という。）に係る議決権（法第二十四条第三項前段に規定する議決権をいう。第二号及び第三号並びに第四項、第七十八条並びに第一百三十三条を除き、以下同じ。）とする。</p> <p>一 農林中央金庫の子会社（法第二十四条第三項に規定する子会社をいう。以下同じ。）である証券専門会社（法第七十二条第一項第二号に規定する証券専門会社をいう。以下同じ。）及び有価証券関連連業（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二十八条第八項に規定する有価証券関連連業をいう。以下同じ。）を営む外国の会社が業務として所有する株式等</p> <p>（新設）</p>

いて当該議決権の保有者に指図を行うことができるものを除く。

三] 投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成十年法律第九十号）第二条第二項に規定する投資事業有限責任組合の有限責任組合員となり、組合財産として取得し、又は所有する株式等（有限責任組合員が議決権を行使することができる場合及び議決権の行使について有限責任組合員が投資事業有限責任組合の無限責任組合員に指図を行うことができる場合を除く。）

四] 民法（明治二十九年法律第八十九号）第六百六十七条第一項に規定する組合契約で会社に対する投資事業を営むことを約するものによつて成立する組合（一人又は数人の組合員にその業務の執行を委任しているものに限る。）の組合員（業務の執行を委任された者を除く。以下この号において「非業務執行組合員」という。）となり、組合財産として取得し、又は所有する株式等（非業務執行組合員が議決権を行使することができる場合及び議決権の行使について非業務執行組合員が業務の執行を委任された者に指図を行うことができる場合を除く。）

五] (略)

2 法第二十四条第五項の規定により、信託財産である株式等に係る議決権で、農林中央金庫又はその子会社が委託者若しくは受益者と

二] 投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成十年法律第九十号）第二条第二項に規定する投資事業有限責任組合の有限責任組合員となり、組合財産として取得し、又は所有する株式等（有限責任組合員が議決権を行使することができる場合、議決権の行使について有限責任組合員が投資事業有限責任組合の無限責任組合員に指図を行うことができる場合及び当該株式等を所有することとなつた日から十年を超えて当該株式等を所有する場合を除く。）

三] 民法（明治二十九年法律第八十九号）第六百六十七条第一項に規定する組合契約で会社に対する投資事業を営むことを約するものによつて成立する組合（一人又は数人の組合員にその業務の執行を委任しているものに限る。）の組合員（業務の執行を委任された者を除く。以下この号において「非業務執行組合員」という。）となり、組合財産として取得し、又は所有する株式等（非業務執行組合員が議決権を行使することができる場合、議決権の行使について非業務執行組合員が業務の執行を委任された者に指図を行うことができる場合及び当該株式等を所有することとなつた日から十年を超えて当該株式等を所有する場合を除く。）

四] (略)

2 法第二十四条第四項の規定により、信託財産である株式等に係る議決権で、農林中央金庫又はその子会社が委託者若しくは受益者と

して行使し、又はその行使について指図を行うことができるものから除かれる主務省令で定める議決権は、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）第十条の規定により子会社が投資信託委託会社（同法第二条第十一项に規定する投資信託委託会社をいう。以下同じ。）としてその行使について指図を行う株式等に係る議決権及び同法第十条の規定に相当する外国の法令の規定により子会社が同法に相当する外国の法令の規定により投資信託委託会社に相当する者としてその行使について指図を行う株式等に係る議決権とする。

3 農林中央金庫は、第一項第五号の承認を受けようとするときは、承認申請書に理由書を添付して農林水産大臣及び金融庁長官に提出しなければならない。

4 (略)

(付随業務)

第五十八条 (略)

2 (略)

3 法第五十四条第四項第十号の二の主務省令で定めるものは、次の各号に掲げる外国銀行の銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第十条第一項及び第二項に規定する業務（代理又は媒介に係る業務及び銀行が同項（第八号及び第八号の二を除く。）の規定により代理又は媒介を行うことができる業務を除く。）の代理又は媒介を次に規定する農林中央金庫が行う場合における当該代理又は媒介とする

して行使し、又はその行使について指図を行うことができるものから除かれる主務省令で定める議決権は、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）第十条の規定により子会社が投資信託委託会社（同法第二条第十一项に規定する投資信託委託会社をいう。以下同じ。）としてその行使について指図を行う株式等に係る議決権及び同法第十条の規定に相当する外国の法令の規定により子会社が同法に相当する外国の法令の規定により投資信託委託会社に相当する者としてその行使について指図を行う株式等に係る議決権とする。

3 農林中央金庫は、第一項第四号の承認を受けようとするときは、承認申請書に理由書を添付して農林水産大臣及び金融庁長官に提出しなければならない。

4 (略)

(付随業務)

第五十八条 (略)

2 (略)

3 法第五十四条第四項第十号の二の主務省令で定めるものは、農林中央金庫の子会社である同項第十号に規定する外国銀行（農林中央金庫が次に掲げる認可を受けてその子会社としている外国銀行に限る。）の業務（銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第十条第一項及び第二項に規定する業務（代理又は媒介に係る業務及び銀行が同項（第八号及び第八号の二を除く。）の規定により代理又は媒介

一 農林中央金庫が次に掲げる認可を受けてその子会社としている外国銀行

イ 法第七十二条第七項（同条第九項において準用する場合を含む。）の規定による認可対象会社（同条第七項に規定する認可対象会社をいう。）を子会社とすることの認可

ロ 法第七十二条第八項ただし書の規定による認可
二 農林中央金庫の子会社でない外国銀行

459 (略)

合）（信用供与等限度額を超えることとなるやむを得ない理由がある場合）

第七十四条 (略)

2 令第七条第八項第三号の会員が主たる出資者となっているもので主務省令で定めるものは、総株主等の議決権（法第二十四条第四項に規定する総株主等の議決権をいう。以下同じ。）の二分の一以上の議決権が会員により保有されている会社（農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第十一条の四十五第一項に規定する子会社対象会社及び同法第十一条の四十七第一項に規定する子会社対象会社並びに水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第十七条の十四第一項に規定する子会社対象会社及び同法第八十七条の三第一項に規定する子会社対象会社を除く。）であつて、当該会員の行う事業の一部を営むものとする。

を行うことができる業務を除く。）に限る。）とする。

一 法第七十二条第四項（同条第六項において準用する場合を含む。）の規定による認可対象会社（同条第四項に規定する認可対象会社をいう。）を子会社とすることの認可

二 法第七十二条第五項ただし書の規定による認可

459 (略)

合）（信用供与等限度額を超えることとなるやむを得ない理由がある場合）

第七十四条 (略)

2 令第七条第八項第三号の会員が主たる出資者となっているもので主務省令で定めるものは、総株主等の議決権（法第二十四条第三項に規定する総株主等の議決権をいう。以下同じ。）の二分の一以上の議決権が会員により保有されている会社（農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第十一条の四十五第一項に規定する子会社対象会社及び同法第十一条の四十七第一項に規定する子会社対象会社並びに水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第十七条の十四第一項に規定する子会社対象会社及び同法第八十七条の三第一項に規定する子会社対象会社を除く。）であつて、当該会員の行う事業の一部を営むものとする。

3～5 (略)

(特定預金等契約に関して顧客の判断に影響を及ぼす重要事項)

第八十五条の十八 令第十一条第三号の主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 農林中央金庫又は所属外国銀行（法第五十九条の四第一項に規定する所属外国銀行をいう。以下同じ。）が預入期間を延長する権利を有する特定預金等にあつては、当該権利が行使された場合に当該特定預金等の金利が市場金利を下回ることにより顧客に不利となるおそれがある旨

二 (略)

(特定預金等契約に関する契約締結前交付書面の記載事項)

第八十五条の二十四 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項第七号の主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一・二 (略)

- 三 農水産業協同組合貯金保険法第五十五条に規定する保険金の支払の対象となるかどうかの別（外国銀行代理業務（法第五十九条の四第一項に規定する外国銀行代理業務をいう。以下同じ。）を行う場合にあつては、預金保険法第五十三条又は農水産業協同組合貯金保険法第五十五条に規定する保険金の支払の対象となるかどうかの別）

四～十九 (略)

3 (略)

(特定預金等契約に関して顧客の判断に影響を及ぼす重要事項)

第八十五条の十八 令第十一条第三号の主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 農林中央金庫又は所属外国銀行（法第五十九条の四に規定する所属外国銀行をいう。以下同じ。）が預入期間を延長する権利を有する特定預金等にあつては、当該権利が行使された場合に当該特定預金等の金利が市場金利を下回ることにより顧客に不利となるおそれがある旨

二 (略)

(特定預金等契約に関する契約締結前交付書面の記載事項)

第八十五条の二十四 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項第七号の主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一・二 (略)

- 三 農水産業協同組合貯金保険法第五十五条に規定する保険金の支払の対象となるかどうかの別（外国銀行代理業務（法第五十九条の四に規定する外国銀行代理業務をいう。以下同じ。）を行う場合にあつては、預金保険法第五十三条又は農水産業協同組合貯金保険法第五十五条に規定する保険金の支払の対象となるかどうかの別）

四～十九 (略)

2
(略)

(外国銀行代理業務に関する認可の申請等)

第八十五条の二十八の二 農林中央金庫は、法第五十九条の四第一項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して農林水産大臣及び金融庁長官に提出しなければならない。

一 理由書

二 所属外国銀行の定款又は性質を識別するに足りる書面

三 所属外国銀行の主たる営業所の存在を証明する書面

四 所属外国銀行の代表権を有する役員の資格を証明する書面

五 所属外国銀行の最終の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書(これらに類する書類を含む。)その他最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書面

六 農林中央金庫と所属外国銀行との間の当該申請に係る外国銀行代理業務の委託契約書の案

七 当該申請に係る外国銀行代理業務の内容及び方法を記載した書面

八 その他次項に規定する審査をするため参考となるべき事項を記載した書面

2 農林水産大臣及び金融庁長官は、前項の規定による認可の申請があったときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。

2
(略)

(新設)

一 所属外国銀行が、銀行の業務を健全かつ効率的に遂行するに足
りる財産的基礎を有していること。

二 所属外国銀行が、その人的構成等に照らして、銀行の業務を的
確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験を有し
、かつ、十分な社会的信用を有する者であること。

(外国銀行代理業務に係る届出)

第八十五条の二十九 農林中央金庫は、法第五十九条の四第二項後段
の規定による届出をしようとするときは、届出書に次に掲げる書面
を添付して農林水産大臣及び金融庁長官に提出しなければならない
。

一〇八 (略)

(委託契約書の案の記載事項)

第八十五条の三十 第八十五条の二十八の二第一項第六号及び前条第
七号に掲げる委託契約書の案に記載すべき事項は、次に掲げる事項
とする。

一〇七 (略)

(外国銀行代理業務の内容及び方法)

第八十五条の三十一 第八十五条の二十八の二第一項第七号及び第八
十五条の二十九第八号に掲げる外国銀行代理業務の内容及び方法を
記載した書面に記載する事項は、次に掲げるものとする。

(外国銀行代理業務に係る届出)

第八十五条の二十九 農林中央金庫は、法第五十九条の四の規定によ
る届出をしようとするときは、届出書に次に掲げる書面を添付して
農林水産大臣及び金融庁長官に提出しなければならない。

一〇八 (略)

(委託契約書の案の記載事項)

第八十五条の三十 前条第七号に掲げる委託契約書の案に記載すべき
事項は、次に掲げる事項とする。

一〇七 (略)

(外国銀行代理業務の内容及び方法)

第八十五条の三十一 第八十五条の二十九第八号に掲げる外国銀行代
理業務の内容及び方法を記載した書面に記載する事項は、次に掲げ
るものとする。

一（三）（略）

2 前項第三号に掲げる外国銀行代理業務の実施体制には、法第五十九条の八において読み替えて準用する銀行法（次条から第八十五条の四十六までにおいて「準用銀行法」という。）第五十二条の四五各号（第四号を除く。）に掲げる行為その他外国銀行代理業務を適切かつ確実に営むことにつき支障を及ぼす行為を防止するための体制のほか、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める体制を含むものとする。

- 一 外国銀行代理行為（外国銀行代理業務に係る行為をいう。次条、第八十五条の三十六及び第八十五条の三十九において同じ。）に関して顧客から金銭その他の財産の交付を受ける権限が付与されている場合、当該交付を受ける財産と自己の固有財産とを分別して管理するための体制

二（略）

（専門子会社の業務等）

第九十五条（略）

2・3（略）

4 法第七十二条第一項第九号の主務省令で定める会社は、金融商品取引所に上場されている株式又は金融商品取引法第六十七条の十一第一項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式の発行者である会社以外の会社であつて、次のいずれかに該当する会社とする。

一（三）（略）

2 前項第三号に掲げる外国銀行代理業務の実施体制には、法第五十九条の八において読み替えて準用する銀行法（次条から第八十五条の四十六までにおいて「準用銀行法」という。）第五十二条の四五各号（第四号を除く。）に掲げる行為その他外国銀行代理業務を適切かつ確実に営むことにつき支障を及ぼす行為を防止するための体制のほか、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める体制を含むものとする。

- 一 外国銀行代理行為（外国銀行代理業務に係る行為をいう。以下同じ。）に関して顧客から金銭その他の財産の交付を受ける権限が付与されている場合、当該交付を受ける財産と自己の固有財産とを分別して管理するための体制

二（略）

（専門子会社の業務等）

第九十五条（略）

2・3（略）

4 法第七十二条第一項第九号及び第七十三条第七項の主務省令で定める会社は、金融商品取引所に上場されている株式又は金融商品取引法第六十七条の十一第一項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式の発行者である会社以外の会社であつて、次のいずれかに該当する株式会社とする。

一 中小企業者（中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成十一年法律第十八号）第二条第一項に規定する中小企業者をいう。以下この項及び第九項において同じ。）であつて、設立の日又は新事業活動（会社が現に行っている事業と異なる種類の事業であつて、新商品の開発又は生産、新役務の開発又は提供、商品の新たな生産又は販売の方式の導入、役務の新たな提供の方式の導入その他の新たな事業活動をいう。次号及び第三号において同じ。）の開始の日以後十年を経過しておらず、かつ、前事業年度又は前年においてイに掲げる金額のロに掲げる金額に対する割合が百分の三を超えているもの

イ・ロ （略）

二 中小企業者であつて、設立の日又は新事業活動の開始の日以後二年を経過しておらず、常勤の新事業活動従事者（新商品の開発又は生産、新役務の開発又は提供、商品の新たな生産又は販売の方式の導入、役務の新たな提供の方式の導入その他の新たな事業活動に従事する者であつて、研究者に該当しない者に限る。以下この号において同じ。）の数が二人以上であり、かつ、当該新事業活動従事者の数の常勤の役員及び従業員の数の合計に対する割合が十分の一以上であるもの

三 中小企業者であつて、設立の日又は新事業活動の開始の日以後一年を経過しておらず、常勤の研究者の数が二人以上であり、かつ、当該研究者の数の常勤の役員及び従業員の数の合計に対する割合が十分の一以上であるもの

一 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成十一年法律第十八号）第二条第一項に規定する中小企業者であつて、設立の日以後十年を経過しておらず、かつ、前事業年度又は前年においてイに掲げる金額のロに掲げる金額に対する割合が百分の三を超えているもの

イ・ロ （略）

（新設）

二 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第二条第一項に規定する中小企業者であつて、設立の日以後一年を経過しておらず、常勤の研究者の数が二人以上であり、かつ、当該研究者の数の常勤の役員及び従業員の数の合計に対する割合が十分の一以上

(削る)	三 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第九条第一項の承認を受けている会社
四 (略)	四 (略)
(削る)	五 産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（平成十一年法律第三十一号）第五条第一項、第七条第一項、第九条第一項、第十四条第一項若しくは第十六条第一項の認定を受けている会社又は同法第三十九条の二第一項の認定に係る同項の中小企業承継事業再生計画に従って事業を承継している会社
(削る)	六 民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）第二条第三号に規定する再生計画につき同法の規定による再生計画認可の決定を受けている会社
(削る)	七 会社更生法（平成十四年法律第一百五十四号）第二条第二項に規定する更生計画につき同法の規定による更生計画認可の決定を受けている会社
(削る)	八 株式会社地域経済活性化支援機構法（平成二十一年法律第六十三号）第二十五条第四項に規定する再生支援決定を受けている会社
(削る)	九 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法（平成二十三年法律第百十三号）第十九条第四項に規定する支援決定を受けている会社
(削る)	十 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法第五十九条第一項

(削る)

5 | 法第七十二条第一項第九号の二の主務省令で定める会社は、金融

商品取引所に上場されている株式又は金融商品取引法第六十七条の
十一第一項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式の発

に規定する産業復興機構による支援を受けている会社

十一 合理的な経営改善のための計画（法第九十五条の三第一項に規定する銀行等、株式会社商工組合中央金庫、保険業法第二条第二項に規定する保険会社（同条第七項に規定する外国保険会社等を含む。）、銀行法第二条第十三項に規定する銀行持株会社、長期信用銀行法第十六条の四第一項に規定する長期信用銀行持株会社若しくは保険業法第二条第十六項に規定する保険持株会社又はこれらの子会社（以下この号において「特定金融機関等」という。）が、当該特定金融機関等に対する会社の債務について次に掲げる措置のいずれかを実施することを内容とするものであって、当該措置の実施により相当の期間内に当該会社の経営の状況が改善されることが見込まれるものに限る。）を実施している会社

イ 当該債務の全部又は一部を免除する措置

ロ 当該債務の全部又は一部を消滅させるために株式を取得する措置

ハ 当該債務に係る債権の全部又は一部が当該会社に対する他の債権に後れることとする措置（当該会社の財務指標が当該特定金融機関等及び当該会社の間であらかじめ定めた一定の基準を下回った場合に、当該会社が期限の利益を喪失する措置を併せて講じているものに限る。）

(新設)

- 行者である会社以外の会社であつて、次の各号のいずれかに該当する会社とする。
- 一 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第九条第一項に規定する承認を受けている会社
 - 二 民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）第二条第三号に規定する再生計画につき同法の規定による再生計画認可の決定を受けている会社
 - 三 会社更生法（平成十四年法律第五百五十四号）第二条第二項に規定する更生計画につき同法の規定による更生計画認可の決定を受けている会社
 - 四 株式会社地域経済活性化支援機構法（平成二十一年法律第六十三号）第二十五条第四項に規定する再生支援決定を受けている会社
 - 五 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法（平成二十三年法律第百十三号）第十九条第四項に規定する支援決定を受けている会社
 - 六 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法第五十九条第一項に規定する産業復興機構による支援を受けている会社
 - 七 産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第二十四条第一項若しくは第二十六条第一項に規定する認定を受けている会社又は同法第二百一十一条第一項に規定する認定に係る同項の中小企業承継事業再生計画に従つて事業を承継している会社
 - 八 合理的な経営改善のための計画（農林中央金庫、法第九十五条

の三第一項に規定する銀行等、株式会社商工組合中央金庫、保険業法第二条第二項に規定する保険会社（同条第七項に規定する外国保険会社等を含む。）、銀行法第二条第十三項に規定する銀行持株会社、長期信用銀行法第十六条の四第一項に規定する長期信用銀行持株会社若しくは保険業法第二条第十六項に規定する保険持株会社又はこれらの子会社（以下この号において「特定金融機関等」という。）が、当該特定金融機関等に対する会社の債務について次に掲げる措置のいずれかを実施することを内容とするものであつて、当該措置の実施により相当の期間内に当該会社の経営の状況が改善されることが見込まれるものに限る。）を実施している会社

イ 当該債務の全部又は一部を免除する措置

ロ 当該債務の全部又は一部を消滅させるために株式を取得する措置

ハ 当該債務に係る債権の全部又は一部が当該会社に対する他の債権に後れることとする措置（当該会社の財務指標が当該特定金融機関等及び当該会社の間であらかじめ定めた一定の基準を下回った場合に、当該会社が期限の利益を喪失する措置を併せて講じているものに限る。）

6 法第七十二条第一項第九号の二の主務省令で定める要件は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一 農林中央金庫又はその子会社が前項第八号に規定する会社の議決権を同号ロの規定による措置により取得する場合 次のいずれ

（新設）

かに該当すること

イ 特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律（平成十一年法律第五十八号）第二条第三項に規定する特定調停が成立していること。

ロ 民事再生法第二条第三号に規定する再生計画につき同法の規定による再生計画認可の決定を受けていること。

ハ 会社更生法第二条第二項に規定する更生計画につき同法の規定による更生計画認可の決定を受けていること。

ニ 産業競争力強化法第二条第十六項に規定する特定認証紛争解決手続に基づき事業再生計画が作成されていること。

二 前号に掲げる場合以外の場合 前号イからハまでのいずれかに該当すること

7 第四項に規定する会社のほか、会社であつて、その議決権を農林中央金庫又はその子会社（子会社となる会社を含む。以下この項において同じ。）により第九十八条第一項第一号又は第二号に掲げる事由によらずに取得されたとき（当該会社の議決権が農林中央金庫又はその子会社により二回以上にわたり取得された場合においては、同項第一号又は第二号に掲げる事由によらずに最後に取得されたとき）に第四項に規定する会社に該当していたものも、その議決権が農林中央金庫又はその子会社により同条第一項第一号又は第二号に掲げる事由によらずに新たに取得されない限り、農林中央金庫に係る法第七十二条第一項第九号の主務省令で定める会社に該当するものとする。

5 前項に規定する会社のほか、株式会社であつて、その議決権を農林中央金庫又はその子会社（子会社となる会社を含む。以下この項において同じ。）により第九十八条第一項第一号又は第二号に掲げる事由によらずに取得されたとき（当該株式会社の議決権が農林中央金庫又はその子会社により二回以上にわたり取得された場合においては、同項第一号又は第二号に掲げる事由によらずに最後に取得されたとき）に前項に規定する会社に該当していたものも、その議決権が農林中央金庫又はその子会社により第九十八条第一項第一号又は第二号に掲げる事由によらずに新たに取得されない限り、農林中央金庫に係る法第七十二条第一項第九号又は第七十三条第七項の主務省令で定める会社に該当するものとする。

8 前項の規定は、第五項に規定する会社に該当していたものに準用する。この場合において、前項中「法第七十二条第一項第九号」とあるのは、「法第七十二条第一項第九号の二」と読み替えるものとする。

(新設)

9 第五項及び前項の規定にかかわらず、農林中央金庫又はその特定子会社（第十一項に規定する会社をいう。以下この項及び次項並びに第四百四条の二第二項において同じ。）以外の子会社はその取得した第五項に規定する会社又は前項の規定により読み替えて準用する第七項の主務省令で定める会社に該当するもの（以下「事業再生会社」という。）の議決権をその取得の日から次の各号に掲げる議決権の区分に応じ、当該各号に定める期間を経過する日（以下この項において「処分基準日」という。）までに処分しないときは、当該事業再生会社は、処分基準日の翌日からは農林中央金庫に係る法第七十二条第一項第九号の二の主務省令で定める会社に該当しないものとする。ただし、当該処分を行えば農林中央金庫又はその特定子会社以外の子会社が保有する当該事業再生会社の議決権の数が当該処分基準日における基準議決権の数（国内の会社（法第七十三条第一項に規定する国内の会社をいう。以下同じ。）及び事業再生会社の議決権についてはその総株主等の議決権に百分の十を乗じて得た議決権の数、外国の会社の議決権についてはその総株主等の議決権に百分の五十を乗じて得た議決権の数をいう。以下この項及び次項において同じ。）を下回ることとなる場合において、農林中央金庫又はその特定子会社以外の子会社が当該取得の日から処分基準日ま

(新設)

での間に農林中央金庫又はその特定子会社以外の子会社の保有する当該事業再生会社の議決権のうち当該処分基準日における基準議決権の数を超える部分の議決権を処分したときは、この限りでない。

一 中小企業者の発行する株式等に係る議決権 五年

二 中小企業者以外の会社の発行する株式等に係る議決権 三年

10) 第四項から第八項まで（第六項を除く。）の規定にかかわらず、特定子会社がその取得した第四項若しくは第七項に規定する会社（以下この項において「新規事業分野開拓会社」という。）又は事業再生会社の議決権を処分基準日（新規事業分野開拓会社の議決権にあつてはその取得の日から十五年を経過する日をいい、事業再生会社の議決権にあつてはその取得の日から十年を経過する日（当該議決権が第五項第五号及び第六号の規定に該当する会社の議決権である場合であつて、当該会社が当該支援を受けている期間が当該議決権の取得の日から十年を超えるときは、当該支援が終了する日）をいう。以下この項において同じ。）までに処分しないときは、当該新規事業分野開拓会社及び当該事業再生会社（以下「新規事業分野開拓会社等」という。）は、処分基準日の翌日からは新規事業分野開拓会社にあつては農林中央金庫に係る法第七十二条第一項第九号の主務省令で定める会社に、事業再生会社にあつては農林中央金庫に係る法第七十二条第一項第九号の二の主務省令で定める会社にそれぞれ該当しないものとする。ただし、当該処分を行えば農林中央金庫又はその子会社が保有する当該新規事業分野開拓会社等の議決権の数が当該処分基準日における基準議決権の数を下回ることとな

6) 前二項の規定にかかわらず、次項に規定する会社（以下この項において「特定子会社」という。）がその取得した前二項に規定する会社（以下この項において「新規事業分野開拓会社等」という。）の議決権をその取得の日から十年を経過する日（当該議決権が第四項第九号及び第十号の規定に該当する会社の議決権である場合であつて、当該会社が当該支援を受けている期間が当該議決権の取得の日から十年を超えるときは、当該支援が終了する日。以下この項において「処分基準日」という。）までに処分しないときは、当該新規事業分野開拓会社等は、処分基準日の翌日からは農林中央金庫に係る法第七十二条第一項第九号及び第七十三条第七項の主務省令で定める会社に該当しないものとする。ただし、当該処分を行えば農林中央金庫又はその子会社が保有する当該新規事業分野開拓会社等の議決権の数が当該処分基準日における基準議決権の数（国内の会社（同条第一項に規定する国内の会社をいう。以下同じ。）の議決権についてはその総株主の議決権に百分の十を乗じて得た議決権の数、外国の会社の議決権についてはその総株主の議決権に百分の五十を乗じて得た議決権の数をいう。以下この項において同じ。）を下回ることとなる場合において、当該特定子会社が当該取得の日か

る場合において、当該特定子会社が当該取得の日から処分基準日までの間に農林中央金庫又はその子会社の保有する当該新規事業分野開拓会社等の議決権のうち当該処分基準日における基準議決権の数を超える部分の議決権を処分したときは、この限りでない。

11| (略)

12| 法第七十二条第一項第十号の主務省令で定めるものは、次に掲げる持株会社（同号に規定する持株会社をいう。以下同じ。）とする。ただし、当該持株会社が第九十七条第一項各号に掲げる業務を営む場合にあっては、当該業務は農林水産大臣及び金融庁長官が定める基準により主として農林中央金庫、その子会社又は第四項各号に掲げる者の営む業務のために営むものでなければならない。

一〇三 (略)

四 法第七十二条第一項第一号の二、第八号、第九号又は九号の二に掲げる会社を子会社とする持株会社にあつては、専ら当該子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに第九十七条第一項各号及び第二項各号（第三十号から第三十七号までを除く。）に掲げる業務を営むもの

五・六 (略)

13| 法第二十四条第五項の規定は、第六項、第七項（第八項において読み替えて準用する場合を含む。）、第九項及び第十項に規定する議決権について準用する。

ら処分基準日までの間に農林中央金庫又はその子会社の保有する当該新規事業分野開拓会社等の議決権のうち当該処分基準日における基準議決権の数を超える部分の議決権を処分したときは、この限りでない。

7| (略)

8| 法第七十二条第一項第十号の主務省令で定めるものは、次に掲げる持株会社（同号に規定する持株会社をいう。以下この項並びに第九十七条第五項及び第六項において同じ。）とする。ただし、当該持株会社が第九十七条第一項各号に掲げる業務を営む場合にあっては、当該業務は農林水産大臣及び金融庁長官が定める基準により主として農林中央金庫、その子会社又は第四項各号に掲げる者の営む業務のために営むものでなければならない。

一〇三 (略)

四 法第七十二条第一項第一号の二、第八号又は第九号に掲げる会社を子会社とする持株会社にあつては、専ら当該子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに第九十七条第一項各号及び第二項各号（第三十号から第三十七号までを除く。）に掲げる業務を営むもの

五・六 (略)

9| 法第二十四条第四項の規定は、第五項及び第六項に規定する議決権について準用する。

(農林中央金庫に類する者)

第九十六条 (略)

2 前項第二号に規定する「金融機関等」、「金融機関等集団」及び「銀行等持株会社集団」とは、それぞれ次に定めるところによる。

一 金融機関等 次に掲げる者

イ 銀行(当該銀行の子会社又は当該銀行を子会社とする持株会社の子会社(銀行業を営む外国の会社に限る。))を含む。)

ロ・ホ (略)

二・三 (略)

(従属業務等)

第九十七条 (略)

2 法第七十二条第二項第二号の主務省令で定めるものは、次に掲げる業務(農林中央金庫のために行う場合を含む。)

一・二 (略)

三 信託兼営銀行又は銀行業を営む外国の会社の業務(信託業務(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第一条第一項に規定する信託業務をいう。以下同じ。))を除く。))の代理(当該代理を行う会社を子会社とする農林中央金庫の子会社である信託兼営銀行又は銀行業を営む外国の会社のために行うものに限る。)

四〇三十九 (略)

(農林中央金庫に類する者)

第九十六条 (略)

2 前項第二号に規定する「金融機関等」、「金融機関等集団」及び「銀行等持株会社集団」とは、それぞれ次に定めるところによる。

一 金融機関等 次に掲げる者

イ 銀行(当該銀行の子会社又は当該銀行を子会社とする持株会社(法第七十二条第一項第十号に規定する持株会社をいう。))の子会社(銀行業を営む外国の会社に限る。))を含む。)

ロ・ホ (略)

二・三 (略)

(従属業務等)

第九十七条 (略)

2 法第七十二条第二項第二号の主務省令で定めるものは、次に掲げる業務(農林中央金庫のために行う場合を含む。)

一・二 (略)

三 信託兼営銀行又は銀行業を営む外国の会社の業務(信託業務(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(昭和十八年法律第四十三号)第一条第一項に規定する信託業務をいう。以下同じ。))を除く。))の代理(当該代理を行う会社を子会社とする農林中央金庫の子会社である信託兼営銀行又は銀行業を営む外国の会社のために行うものに限る。)

四〇三十九 (略)

3 6 (略)

7 法第二十四条第五項の規定は、前二項に規定する議決権について準用する。

(法第七十二条第一項の規定等が適用されないこととなる事由)

第九十八条 法第七十二条第三項本文の主務省令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

一 七 (略)

八 農林中央金庫の子会社である法第七十二条第一項第九号又は第九号の二に掲げる会社による子会社対象会社以外の会社の株式等の取得

2 法第七十二条第三項ただし書の主務省令で定める事由は、前項第八号に掲げる事由とする。

3 法第七十二条第八項の主務省令で定める事由は、第一項第一号から第七号までに掲げる事由とする。

(認可対象会社から除かれる会社が専ら営む業務)

第九十九条 法第七十二条第七項の主務省令で定めるものは、次に掲げる業務とする。

一 三 (略)

(認可対象会社を子会社とすることについての認可の申請等)

第一百条 農林中央金庫は、法第七十二条第七項の規定による認可対象

3 6 (略)

7 法第二十四条第四項の規定は、前二項に規定する議決権について準用する。

(法第七十二条第一項の規定等が適用されないこととなる事由)

第九十八条 法第七十二条第三項の主務省令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

一 七 (略)

(新設)

(新設)

2 法第七十二条第五項の主務省令で定める事由は、前項各号に掲げる事由とする。

(認可対象会社から除かれる会社が専ら営む業務)

第九十九条 法第七十二条第四項の主務省令で定めるものは、次に掲げる業務とする。

一 三 (略)

(認可対象会社を子会社とすることについての認可の申請等)

第一百条 農林中央金庫は、法第七十二条第四項の規定による認可対象

会社（同項に規定する認可対象会社をいう。以下この条及び次条において同じ。）を子会社とすることの認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して農林水産大臣及び金融庁長官に提出しなければならない。

一 一六（略）

2（略）

3 農林中央金庫は、法第七十二条第五項の規定による子会社対象会社以外の外国の会社を引き続き子会社とすることについての承認を受けようとするときは、承認申請書に次に掲げる書類を添付して農林水産大臣及び金融庁長官に提出しなければならない。

一 理由書

二 当該承認に係る子会社対象会社以外の外国の会社の議決権の保有に関する方針を記載した書類

三 当該承認に係る子会社対象会社以外の外国の会社に関する次に掲げる書類

イ 名称及び主たる営業所又は事務所の位置を記載した書類

ロ 業務の内容を記載した書類

ハ 最終の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書（これらに類する書類を含む。）その他最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書類

ニ 役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。）の役職名及び氏名又は名称を記載した書類

四 その他法第七十二条第五項の規定による承認に係る審査をする

会社（同項に規定する認可対象会社をいう。以下この条及び次条において同じ。）を子会社とすることの認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して農林水産大臣及び金融庁長官に提出しなければならない。

一 一六（略）

2（略）

（新設）

ために参考となるべき事項を記載した書類

- 4| 第一項及び第二項の規定は、法第七十二条第八項ただし書の規定による認可について準用する。
- 5| 第一項の規定は、法第七十二条第九項において準用する同条第七項の規定による認可について準用する。
- 6| 法第二十四条第五項の規定は、第一項第五号（前二項において準用する場合を含む。）及び第三項第二号に規定する議決権について準用する。

（子会社の業務及び財産の状況の総会への報告）

- 第一百一条 法第七十二条第十一項の規定による総会への報告は、農林中央金庫が同条第七項の認可を受けて議決権を有している認可対象会社の最終の事業報告の内容を記載した書面、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書その他の最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書面を示して行わなければならない。

出）（従属業務等を専ら営む会社等を子会社としようとする場合等の届

第一百二条 農林中央金庫は、法第七十二条第十二項の規定による届出をしようとするときは、届出書に次に掲げる書面を添付して農林水産大臣及び金融庁長官に提出しなければならない。

一・二 （略）

- 3| 前二項の規定は、法第七十二条第五項ただし書の規定による認可について準用する。

- 4| 第一項の規定は、法第七十二条第六項において準用する同条第四項の規定による認可について準用する。
- 5| 法第二十四条第四項の規定は、第一項第五号（前二項において準用する場合を含む。）に規定する議決権について準用する。

（子会社の業務及び財産の状況の総会への報告）

- 第一百一条 法第七十二条第八項の規定による総会への報告は、農林中央金庫が同条第四項の認可を受けて議決権を有している認可対象会社の最終の事業報告の内容を記載した書面、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書その他の最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書面を示して行わなければならない。

出）（従属業務等を専ら営む会社等を子会社としようとする場合等の届

第一百二条 農林中央金庫は、法第七十二条第九項の規定による届出をしようとするときは、届出書に次に掲げる書面を添付して農林水産大臣及び金融庁長官に提出しなければならない。

一・二 （略）

(法第七十三条第一項の規定が適用されないこととなる事由)

第三百三条 法第七十三条第二項の主務省令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

一～八 (略)

九 第九十五条第九項の規定による事業再生会社又は同条第十項の規定による新規事業分野開拓会社等の議決権の処分を行おうとする場合において、やむを得ないと認められる理由により当該議決権を譲渡することが著しく困難であるため当該議決権を処分することができないこと。

(削る)

十 (略)

2 前項第十号の承認を受けようとするときは、承認申請書に次に掲げる書面を添付して農林水産大臣及び金融庁長官に提出しなければならない。

一～四 (略)

3 農林水産大臣及び金融庁長官は、第一項第十号の規定による承認の申請があったときは、農林中央金庫が基準議決権数を超えて議決権を所有し、又は保有することについてやむを得ないと認められる理由があるかどうか、及び提出される基準議決権数を超えて取得し、又は保有することとなった部分の議決権の処分の方法に関する方針が妥当なものであるかどうかを審査するものとする。

(法第七十三条第一項の規定が適用されないこととなる事由)

第三百三条 法第七十三条第二項の主務省令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

一～八

九 第九十五条第六項の規定による新規事業分野開拓会社等(同項に規定する「新規事業分野開拓会社等」をいう。)の議決権の処分を行おうとする場合において、やむを得ないと認められる理由により当該議決権を譲渡することが著しく困難であるため当該議決権を処分することができないこと。

十 元本の補てんのない信託に係る信託財産以外の財産における議決権数が基準議決権数以内となる場合における株式等の取得

十一 (略)

2 前項第十一号の承認を受けようとするときは、承認申請書に次に掲げる書面を添付して農林水産大臣及び金融庁長官に提出しなければならない。

一～四 (略)

3 農林水産大臣及び金融庁長官は、第一項第十一号の規定による承認の申請があったときは、農林中央金庫が基準議決権数を超えて議決権を所有し、又は保有することについてやむを得ないと認められる理由があるかどうか、及び提出される基準議決権数を超えて取得し、又は保有することとなった部分の議決権の処分の方法に関する方針が妥当なものであるかどうかを審査するものとする。

(基準議決権数を超えて議決権を有することについての承認の申請等)

第百四条 (略)

2 (略)

3 法第二十四条第五項の規定は、第一項第三号に規定する議決権について準用する。

(特例対象会社)

第百四条の二 法第七十三条第九項の主務省令で定める会社は、次の各号のいずれかに該当するものから出資を受けている会社又は事業の再生の計画の決定に株式会社地域経済活性化支援機構が関与している会社(農林中央金庫の子法人等に該当しないものに限る。次項において「特例事業再生会社」と総称する。)とする。

一 株式会社地域経済活性化支援機構法第二十二条第一項第六号の規定により設立される株式会社が無限責任組合員となる投資事業有限責任組合(投資事業有限責任組合契約に関する法律第二条第二項に規定する投資事業有限責任組合をいう。以下この項において同じ。)であつて、農林中央金庫又はその子会社が当該投資事業有限責任組合の組合員となっているもの

二 株式会社地域経済活性化支援機構法第二十二条第一項第六号の規定により設立される株式会社が無限責任組合員となる投資事業有限責任組合であつて、当該投資事業有限責任組合の無限責任組

(基準議決権数を超えて議決権を有することについての承認の申請等)

第百四条 (略)

2 (略)

3 法第二十四条第四項の規定は、第一項第三号に規定する議決権について準用する。

(新設)

合員となる株式会社に農林中央金庫又はその子会社が出資しているもの

- 2 | 前項の規定にかかわらず、特定子会社がその取得した特例事業再生会社の議決権をその取得の日から十年を経過する日（以下この項において「処分基準日」という。）までに処分しないときは、処分基準日の翌日からは当該特例事業再生会社は、法第七十三条第九項の主務省令で定める会社に該当しないものとする。ただし、当該処分を行えば農林中央金庫又はその子会社が保有する当該特例事業再生会社の議決権の数が当該処分基準日における基準議決権の数（その総株主等の議決権に百分の十を乗じて得た議決権の数をいう。以下この項において同じ。）を下回ることとなる場合において、当該特定子会社が当該取得の日から処分基準日までの間に農林中央金庫又はその子会社の保有する当該特例事業再生会社の議決権のうち当該処分基準日における基準議決権の数を超える部分の議決権を処分したときは、この限りでない。
- 3 | 法第七十三条第九項の主務省令で定める特殊の関係のある会社は、事業再生会社又は新規事業分野開拓会社等の子法人等及び関連法人等であつて、当該会社の議決権を、農林中央金庫又はその子会社である事業再生会社若しくは新規事業分野開拓会社等以外の子会社が、合算して、当該会社の総株主等の議決権に百分の十を乗じて得た議決権の数を超えて保有していないものとする。
- 4 | 法第二十四条第五項の規定は、前二項に規定する議決権について準用する。

(業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等)

第一百二十二条 法第八十一条第一項の主務省令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

一 農林中央金庫の概況及び組織に関する次に掲げる事項

イ・ロ (略)

ハ 会計監査人の氏名又は名称

ニ・ヘ (略)

二七七 (略)

(農林中央金庫代理業の許可の審査)

第一百二十三条 農林水産大臣及び金融庁長官は、法第九十五条の第二項に規定する許可の申請があつた場合において、準用銀行法第五十二条の三十八第一項に規定する審査をするときは、次に掲げる事項を審査するものとする。

一〜三 (略)

四 申請者が個人であるときは、次のいずれにも該当しないこと。

イ〜ハ (略)

ニ 次のいずれかに該当する場合において、その取消しの日(更新の拒否の場合にあつては、当該更新の拒否の処分がなされた日。へ及び次号イにおいて同じ。)前三十日以内にその法人の理事、経営管理委員、監事、取締役、監査役、執行役、会計参与、会計監査人、これらに準ずる者又は日本における代表者(

(業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等)

第一百二十二条 法第八十一条第一項の主務省令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

一 農林中央金庫の概況及び組織に関する次に掲げる事項

イ・ロ (略)

(新設)

ハ・ホ (略)

二七七 (略)

(農林中央金庫代理業の許可の審査)

第一百二十三条 農林水産大臣及び金融庁長官は、法第九十五条の第二項に規定する許可の申請があつた場合において、準用銀行法第五十二条の三十八第一項に規定する審査をするときは、次に掲げる事項を審査するものとする。

一〜三 (略)

四 申請者が個人であるときは、次のいずれにも該当しないこと。

イ〜ハ (略)

ニ 次のいずれかに該当する場合において、その取消しの日(更新の拒否の場合にあつては、当該更新の拒否の処分がなされた日。へ及び次号イにおいて同じ。)前三十日以内にその法人の理事、経営管理委員、取締役、執行役、会計参与、これらに準ずる者又は日本における代表者(銀行法第四十七条第二項に規

銀行法第四十七条第二項に規定する日本における代表者をいう。
ト(2)において同じ。)であつた者でその取消しの日から五年を経過しない者

(1) (10) (略)

ホ・ヘ (略)

ト 次に掲げる者であつて、その処分を受けた日から五年を経過しない者

(1) 準用銀行法第五十二条の五十六第二項の規定により解任を命ぜられた役員又は法第八十六条の規定により解任を命ぜられた理事、経営管理委員、監事若しくは会計監査人

(2) 銀行法第二十七条若しくは第五十二条の三十四第一項の規定により解任を命ぜられた取締役、執行役、会計参与、監査役、会計監査人若しくはこれらに類する職にある者若しくは日本における代表者又は同法第五十二条の五十六第二項の規定により解任を命ぜられた役員

(3) 長期信用銀行法第十七条において準用する銀行法第二十七条若しくは同法第五十二条の三十四第一項の規定により解任を命ぜられた取締役、執行役、会計参与、監査役、会計監査人若しくはこれらに類する職にある者又は長期信用銀行法第十七条において準用する銀行法第五十二条の五十六第二項の規定により解任を命ぜられた役員

(4) 信用金庫法第八十九条第一項で準用する銀行法第二十七条の規定により解任を命ぜられた理事、監事若しくは会計監査

定する日本における代表者をいう。ト(2)において同じ。)であつた者でその取消しの日から五年を経過しない者

(1) (10) (略)

ホ・ヘ (略)

ト 次に掲げる者であつて、その処分を受けた日から五年を経過しない者

(1) 準用銀行法第五十二条の五十六第二項の規定により解任を命ぜられた役員又は法第八十六条の規定により解任を命ぜられた理事、経営管理委員若しくは監事

(2) 銀行法第二十七条若しくは第五十二条の三十四第一項の規定により解任を命ぜられた取締役、執行役、会計参与、監査役若しくはこれらに類する職にある者若しくは日本における代表者又は同法第五十二条の五十六第二項の規定により解任を命ぜられた役員

(3) 長期信用銀行法第十七条において準用する銀行法第二十七条若しくは同法第五十二条の三十四第一項の規定により解任を命ぜられた取締役、執行役、会計参与、監査役若しくはこれらに類する職にある者又は長期信用銀行法第十七条において準用する銀行法第五十二条の五十六第二項の規定により解任を命ぜられた役員

(4) 信用金庫法第八十九条第一項で準用する銀行法第二十七条の規定により解任を命ぜられた理事若しくは監事又は信用金

人又は信用金庫法第八十九条第五項で準用する銀行法第五十二条の五十六第二項の規定により解任を命ぜられた役員

(5) 労働金庫法第九十五条の規定により解任を命ぜられた理事、監事若しくは会計監査人又は労働金庫法第九十四条第三項において準用する銀行法第五十二条の五十六第二項の規定により解任を命ぜられた役員

(6) 協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第二十七条の規定により解任を命ぜられた理事、監事若しくは会計監査人又は協同組合による金融事業に関する法律第六条の五第一項において準用する銀行法第五十二条の五十六第二項の規定により解任を命ぜられた役員

(7) (9) (略)

(10) 法、銀行法、長期信用銀行法、信用金庫法、労働金庫法、中小企業等協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、農業協同組合法、水産業協同組合法又は貸金業法に相当する外国の法令の規定により解任を命ぜられた取締役、執行役、会計参与、監査役、会計監査人又はこれらに準ずる者

チ (略)
五七七 (略)

(届出事項)

第百五十条 農林中央金庫は、次のいずれかに該当する場合には、その旨を農林水産大臣及び金融庁長官に届け出なければならない。

庫法第八十九条第五項で準用する銀行法第五十二条の五十六第二項の規定により解任を命ぜられた役員

(5) 労働金庫法第九十五条の規定により解任を命ぜられた理事若しくは監事又は労働金庫法第九十四条第三項において準用する銀行法第五十二条の五十六第二項の規定により解任を命ぜられた役員

(6) 協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第二十七条の規定により解任を命ぜられた理事若しくは監事又は協同組合による金融事業に関する法律第六条の五第一項において準用する銀行法第五十二条の五十六第二項の規定により解任を命ぜられた役員

(7) (9) (略)

(10) 法、銀行法、長期信用銀行法、信用金庫法、労働金庫法、中小企業等協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、農業協同組合法、水産業協同組合法又は貸金業法に相当する外国の法令の規定により解任を命ぜられた取締役、執行役、会計参与、監査役又はこれらに準ずる者

チ (略)
五七七 (略)

(届出事項)

第百五十条 農林中央金庫は、次のいずれかに該当する場合には、その旨を農林水産大臣及び金融庁長官に届け出なければならない。

一 主たる事務所及び従たる事務所以外の事務所等（農林水産大臣及び金融庁長官が定める施設又は設備を除く。次項において同じ。）の設置、移転、又は廃止をした場合（次号に該当する場合を除く。）

二 外国において主たる事務所及び従たる事務所以外の事務所等の設置、移転、又は廃止又は当該事務所等において取り扱う業務の範囲を変更しようとする場合

二の二 農林中央金庫の職員が常駐する施設であつて外国に所在するもの（事務所等を除く。）の設置、移転、又は廃止をしようとする場合

三 農林中央金庫の役員を選任しようとする場合又は役員が退任しようとする場合

三の二 会計監査人を選任しようとする場合又は会計監査人が退任しようとする場合

四〇十四 （略）

十四の二 外国において行う外国銀行代理業務に係る所属外国銀行が次のいずれかに該当する場合

イ 資本金又は出資の額を変更した場合

ロ 商号若しくは名称又は主たる営業所の所在地を変更した場合

ハ 合併をし、会社分割により事業を承継させ、若しくは承継し

、又は事業の全部若しくは重要な一部の譲渡若しくは譲受けをした場合

一 主たる事務所及び従たる事務所以外の事務所等（農林水産大臣及び金融庁長官が定める施設又は設備を除く。次項において同じ。）又は農林中央金庫の職員が常駐する施設であつて外国に所在するもの（事務所等を除く。）の設置、移転、又は廃止をした場合

二 削除

（新設）

三 農林中央金庫の役員を選任又は退任があつた場合

（新設）

四〇十四 （略）

（新設）

二 解散（合併によるものを除く。）をし、又は銀行業の廃止をした場合

ホ 銀行業に係る免許（当該免許に類する許可、登録その他の行政処分を含む。）を取り消された場合

ヘ 破産手続開始の決定があつた場合

十五 第九十八条第一項各号に掲げる事由により他の会社（法第七十二条第十二項第一号の規定により子会社としようとする）について同項の届出をしなければならないとされているものを除く。
（を子会社とした場合）

十五の二 法第七十二条第四項の規定に基づき子会社対象会社以外の会社を子会社としようとする場合

十六 （略）

十七 その子会社が、名称、本店若しくは主たる営業所若しくは事務所の位置を変更し、合併し、又は業務の全部を廃止した場合（法第七十二条第十二項第二号に掲げる場合を除く。）

十八～二十九 （略）

2～5 （略）

6 法第二十四条第五項の規定は、第一項第十八号から第二十一号までに規定する議決権について準用する。

十五 第九十八条第一項各号に掲げる事由により他の会社（法第七十二条第九項第一号の規定により子会社としようとする）について同項の届出をしなければならないとされているものを除く。
（を子会社とした場合）

（新設）

十六 （略）

十七 その子会社が、名称、本店若しくは主たる営業所若しくは事務所の位置を変更し、合併し、又は業務の全部を廃止した場合（法第七十二条第九項第二号に掲げる場合を除く。）

十八～二十九 （略）

2～5 （略）

6 法第二十四条第四項の規定は、第一項第十八号から第二十一号までに規定する議決権について準用する。